



～ 地震保険を請求しそびれていませんか？！ ～

東日本大震災では大きな地震を経験し、その後もいくつか大きな地震があったりしていますが、生活に支障がなかった場合、地震保険がおりないと思っている方が多くいらっしゃいます。

ほとんど気が付かない小さな亀裂でも地震保険の対象となる場合がありますが、そのことを知らない方が殆どです。

地震保険で良いところは、たとえ保険請求しても、**毎年支払う保険料はそのまま**です。

- ・保険金がおりた場合、そのお金を修理に使わず、**何に使っても構いません**。
(お見舞金という考え方です。)
- ・受け取ったお金も**非課税**です。

- ・最近でも大きな地震がいくつかあり、地震により影響を受けたものに対しては地震保険の請求は可能ですので建物の状況を専門のコンサル会社に診断してもらう事をお勧め致します。
- ・**無料診断**をしてもらえて、万が一建物の損傷がなくも、一切費用は発生しません。現在、全国にいくつかの会社がありますが、診断力はトップクラスのコンサル会社のご紹介が可能です。

※実績として診断いただいた7割以上の方に保険金がおりております。(共済を除く)

一部損で保険金額の5%の保険金がおりの場合が多いですが、築50年の建物で保険金額の50%おりたケースもありますので、とりあえず診断することをお勧め致します。

- ・アドバイザー料は、実際に入金された場合にだけ、その**30%**をお支払い頂くという**完全成功報酬型**ですので負担リスク無く診断いただけます。

**もし無料診断を希望される場合は、
保険会社の名前、加入時期、地震保険の建物に対する契約高を
お調べの上、ご連絡ください。**

※保険証書(可能であればコピー)と平面図があるとスムーズに進みます。

取扱窓口代理：川野辺事務所(関東及び関西・中国地方も担当者が診断に伺います)
TEL 050-3576-9997 川野辺携帯 080-7079-2788
FAX 047-413-0295 Mail :contact@kawanobe-tax.com

